

# おんが

発行所 遠賀町役場  
 編集発行課 遠賀町庶務課  
 印刷所 冷牟田印刷合資会社

## 世界の願い交通安全

### 「わが町の交通安全運動」

私たちのまちは遠賀川の下流左岸に沿い北九州市と福岡市の間にあるし東西五杆、南北九杆の平坦な農村地帯であり、その中央を東西に鹿児島本線と国道三号線が走っており交通事情に関しては十数年前までは極めて平穩無事な町でありました。しかしながら戦後のめざましい産業の発展と交通機関の発達によりここ数年來交通事故の発生状況は都市中心部から地方

へとドーナツ式に拡がっており本町においてもその例外でなく交通事故多発によるためその安全対策の必要を迫られたのであります。交通安全対策に国や県市町村が積極的にとり組まなければならぬことは当然なことで、交通安全行政は今後の自治体の重要な責務であります。わが遠賀町では、昭和三十九年七月二十七日交通安全都市宣言以來その対策に力を注い

てきましたが、国道における交通量は年々増加の一途をたどり、町内の交通事故件数は増加の現象を示しています。この事故対策をさらに強力に推進するため昨年三月八日に各関係機関団体の代表が集まって、遠賀町交通安全推進協議会が結成されました。この協議会は年二回会議を開き町内の交通安全の徹底をはかり交通行政に関する積極的な活動を行ない、主として次のような仕事をします。

○学童老人の交通事故防止のため

### 秋の交通安全県民運動

一〇月六日から一〇月一五日までの一〇日間に秋の交通安全県民運動が実施されます。この運動は人名尊重の見地から歩行者のうち特に子どもと老人の交通事故の絶滅を主目標として行われます。遠賀町交通安全推進協議会に於ては左記事項を主な目標として行いますので町民各位の御協力を切にお願いいたします。

昭和四十三年度に別府地内の国道三号線、浅木小学校横の県道に新しく横断歩道を設置し、更に昭和四十四年度には広渡地内の国道三号線に横断歩道橋の建設をおし進めており、建設省の工事として昭和四五年二月に完成する見込です。

○道路環境の整備として町道の各危険箇所反射鏡、防護柵を設置して交通安全の確保をはかると共に国道、県道の環境整備に対しても強力におし進めています。

○安全運転の重要事項として飲酒運転の追放には全力を挙げてこれに当っており、今後とも強力にこの運動を推進して行きます。

この運動は町として全力を傾けて推進していますが、町民の皆様方も一人一人が交通安全対策に関心をもたれて、今後は交通事故のない住み良い遠賀町を築きましょう。

- 一、子どもと老人の交通安全確保  
 「こわいみち あそぶな かけるな とびだすな」  
 (ステッカー配布)
- 二、飲酒運転の追放  
 スピードと酒で凶器に なるるま
- 三、安全運転の確保  
 急停車されてもよい距離 よい速度



本年3月末に完成した浅木小学校横の横断歩道

#### 町民の動き

8月末	2,324世帯
男	4,482人
女	4,882人
計	9,364人
9月異動	+ 4世帯
男	+ 15人
女	+ 12人
計	+ 27人
9月末	2,328世帯
男	4,497人
女	4,894人
計	9,391人

# 昭和四五年 農業講習生募集

- 一、募集人員 三〇名以内
- 二、修業年限 二ヶ年
- 三、受験資格
  - (1) 高等学校を卒業したもの。若しくは昭和四五年三月二日までに卒業見込みの者で農業に関する学科を修得した者、又はこれと同等以上の学力を有する者。
  - (2) 志操堅固で身体強健な者。
  - (3) 右記該当者で昭和三三年四月一日以降に生まれた者。
- 四、試験 (1) 国語、数学、社会、理科
- (2) 口頭試験
- (3) 身体検査
- 五、試験期日及び場所
  - (1) 試験期日 昭和四四年一月一七日から昭和四四年一月一九日まで
  - (2) 場所 福岡県筑紫郡筑紫町福岡県立農業講習所
- 六、受付期間 昭和四四年一〇月一三日から昭和四四年一〇月三十一日まで

## ぶどう酒を家庭で

### つくってはいけません

くずブドウ等でぶどう酒をつくることは、酒の密造することになります。

皆さんの家庭で自家用として、つくってもよいお酒があります。それは梅、みかん(温州みかん、紀州みかん、夏みかん)に限り、すもも、かりん、いちじく、にんにく、く、して、くわ、またたびさるなし、とちうぐみ(これ以外の果物はいけません)の以上一三品目の果物にしょうちゅう等(アルコール分が二〇度以上の正規

このようにしてつくるお酒も果物、砂糖をませ発酵してアルコール分がたあとにしょうちゅう等にませたり又販売することは、酒税法違反になります。

注、二〇度以上のしょうちゅうさへ使用するとどんな果物を注用してもよいといった誤った考え方をしている人がありますから間違いがないうよう御注意下さい。

## 家庭でつくれる

### お酒のつくり方

梅酒  
梅 一kg・水砂糖または白砂糖 八〇〇g(一、二kg)

しょうちゅう三五度のもの 一、八t

梅は良質のものを選び水で良く洗って、乾いた布で一粒づつみかくように拭き、広口びんに梅と水砂糖を交互に積みようとして

### 夏みかん酒

夏みかん五個(一七kg)・砂糖八〇〇g

しょうちゅう三五度のもの 一、八t

夏みかんは苦味が強いので厚皮の白い部分を取り除き、皮の橙色の部分と袋の中味だけ使って漬込みます、一〇日位で独特のほろにがさと酸味のある夏みかん酒が出来上がります。みかん酒と同様にビタミンCが豊富で、ご婦人方に喜ばれるリキニールです。

### にんにく酒

しょうちゅう三五度のもの 一、八t

球根を小房にわけて皮をむき、よく水で洗って漬込みます。密封して冷暗所に二、三年貯蔵しますと、臭いも抜けおいしく召し上がれます。強壯剤、万病の薬として昔から有名です。

## 畜犬を飼育されている方へお願い

大に咬傷事故や農物家畜等の被害が各地で問題になっていきます。犬を飼われている方は次の点に留意されて犬による被害を防止しましょう。

〇登録 生後九一日以上の犬は毎年一回(定期は四月中)その犬の所在地の市町村役場で登録申請をして、登録済の鑑札を犬の首輪につけて下さい。

〇予防注射 生後九一日以上の犬は毎年二回春(四月、六月)と秋(一〇月、十二月)に狂犬病予防注射をうけ注射済票を首輪につける。開業獣医師の注射をうけたときは必ず獣医師の発行する注射証明を保健

所に示して注射済票をうけて下さい。

〇鑑札や注射済票を失ったとき 鑑札は市町村役場で注射済票は保健所で再交付をうけて下さい。

〇死亡したり不用犬になったり飼主の所在地に異動があったとき 鑑札と注射済票を添えて所在地の市町村役場に届出て下さい。

〇犬が人を咬んだとき 飼主は所在地の保健所にすぐ届け出て指示をうけて下さい。咬んだ犬は獣医師の検診が終るまで嚴重につき口輪をかけて下さい。

## 行政書士試験

願書受付 一〇月二日(火曜) 日)まで

願書 行政書士法施行細則 様式第一号による (役場庶務課におり)

試験日 十一月七日午後一時

試験場所 福岡市天神一丁目 福岡県村自治会館

受験料 一、〇〇〇円 問い合わせ先 福岡県総務部地方課 (電話福岡七五局一七六一)

# 十年年金対象者にお知らせ

(明治三十九年四月一日から)

明治四十四年四月一日の間に生まれた者)

昭和三十六年に国民年金が出来て早や八年を経過しましたが、二年後の昭和四十六年四月から明治三十九年四月二日より明治四十四年四月一日までの間に生まれた方で年金に加入されている方の十年年金の支給がはじまります。

次の例のように十年年金は優遇措置がありますが、一月でも未納がありますとこの種の老令年金はもらえないようになりますので御注意下さい。

例1 昭和三十六年四月分から昭和四十六年三月分までの一〇年間に納める保険料の総額は二万五千円ですが、老令年金を一年間に納める額は六万円とな

ります。

例2 例1の一〇年間のうち三年間保険料の免除を受けていた時は、一年に四万八千円となります。

又、国民年金法の改正案では、昭和四十五年七月からは過去の未納分についても一月四百五〇円を納めなければならぬようになる予定です。未納の方は現行の安い保険料(百円~三百円)で、今納める方が得になります。

過年度分について未納期間があるのではなからうかと思われる方は、役場住民課社会係へお問い合わせ下さい。

## 交通事故相談所を

### 違賀町で開きます

近ごろ交通事故の激増にともない多数の被害者が出ています。法律を知らないために、少額の不満な補償金で納得させられたり、けた外れの少い額で示談に持ち込まれた方が見受けられます。

補償金などは一度示談等で解決すると、後で増額することは容易なことではありません。

反対に被害者の場合で相手から不当な補償額を支払はされた例が

相当のほっています。

このたび町民の皆さんの権利を守るため、違賀町において左記相談室を開設しますので、遠慮なく利用して下さい。無料秘密

一、日時 一〇月二八日(火) 午前九時から午後四時まで

二、場所 違賀町公民館(ホール)

## 行政相談会開催

### 人権相談所も併せて開設

国、県、市町村等の役所の仕事に関して

- テキキ、キヤってもらえない
- 不親切な取扱いをうけた
- 納得できない
- どうしてよいかわからない
- どうしてほしい

など、役所に対する苦情、相

談、意見があるが、どうも関係の役所には申し出にくいとか、どこに申し出たらよいかわからないという方は気軽にこの相談会を利用して下さい。

行政監察局の職員から親切に指導して貰えます。

(無料秘密厳守)

又、この相談日以外の日でも自宅で何時でも相談に応じますので御遠慮なく相談して下さい。

尚、行政相談と人権問題が関連する面が多いため、同時に人権相談所を開設いたしますので、一人でも多く利用して下さい。

行政相談員

違賀町尾崎六九番地

高崎 博愛

人権擁護委員

違賀町今古賀三四六番地の二

柴田 勇

違賀町虫生津五八八番地

長崎 真毅

一、日時 一〇月二三日

午前九時~午後四時

一、場所 違賀町公民館

## 戦時中 防空に従事して死傷した警

### 防団員等に対する特別支出金の支給

#### について

この特別支出金は、旧警防団令による警防団員であった者で、旧防空法の規定に基づいて防空に従事して死亡、負傷、または疾病にかかった者、又はその遺族に支給されるものであり、主な内容は次のとおりです。

一、支給額は死亡警防団員一人

につき七万円、傷病警防団員

一人につき五万円

二、本人が死亡した場合はその遺族に支給されます。

三、申請期限は昭和四五年二月二八日までです。

申請の様式は、役場庶務課にあります。

## 交通安全標語募集

募集種目 標語

(1)一般の部

(2)小・中学生の部

応募規定

(1)応募者は福岡県内在住者に限ります。

(2)作品は未発表のものに限りません。

(3)応募はかならず郵便はがきで応募し、はがき一枚に一標語とします。なお応募数は一人はがき三枚以内とします。

(4)応募者はかならず住所、氏名、年令、職業を、学童は学校名及び学年(及び組)氏名を明記してください。

(5)高校生以上は一般の部とします。

## 課題

表現は自由ですがなるべく次の事項をテーマにしたものにして下さい。

(1)安全運転の励行

## 入賞区分および賞金学

	一般の部		小中学生の部	
	賞金	賞品	賞金	賞品
1等	1名 10,000円	1名 学用品		
2等	2名 7,000円	2名 //		
3等	3名 5,000円	3名 //		
佳作	20名 1,000円	10名 //		

原稿締切期限 昭和四四年一〇月二〇日(日)まで(二〇日の消印は有効)  
原稿の送り先 郵便番号八〇〇 福岡市天神二丁目一番地 福岡県総務部交通安全対策室内 交通安全をなくす 福岡県民運動本部

今月の税金

町県民税 第三期分

納期限 十月二十五日

納期限内に納めましょう

第七回遠賀中間公衆衛生大会

一、期日 昭和四四年一〇月二五日 一、講師 県衛生センター所長 伊藤 電先生  
日 午後一時  
一、場所 芦屋町民会館 講話「家族と子供の精神衛生」

遠賀郡消防団消火訓練実施

遠賀郡内各町消防相互応援協定にもとずき、左記により消火訓練を実施します。なお、サイレンを鳴らしますので、不審に思われなようにお願いします。  
一、日時 一〇月一九日

秋季狂犬病予防法射の再実施

先般実施しました秋季狂犬病予防注射に洩れた方は、次のとおり再度実施しますので洩れなく受けられるようお知らせします。  
一、日時 一〇月二九日(水)

インフルエンザ予防接種実施

とき 一〇月二〇日から二月一〇日まで  
左記町内医院  
広 渡 青柳医院  
別 府 占部医院  
遠 賀 川 香取医院  
今 古 賀 村田医院  
料金 一五才以上一人一回 一七〇円  
一五才未満一人一回 一一〇円  
六才未満一人一回 九〇円

危険物取扱主任者試験

願書受付 試験日当日まで  
願書申込先各消防署  
試験日 一〇月二六日 (午前一〇時)  
試験場所 北九州小倉区北方

成人病検診実施について

脳卒中がん、心臓病のいわゆる死亡は、近年国民死因順位の高位を占め、しかもその死亡率は上昇の一途をたどる傾向にあります。成人病は社会的にも家庭的にも中核をなす年齢階層に多発することからその社会的経済的影響は甚大であります。この状況に対処するため、下記により成人病検診を実施しますので、該当者は全員受検されますようお知らせします。  
一〇月二三日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで 浅木小学校  
一〇月二四日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで 別府公民館  
一〇月二七日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで 役場公民館本館

小児マヒ生ワクチン投与について

左記のとおり実施しますので、該当児は洩れなく投与をうけて下さい。  
一、日時 一〇月二三日(木) 受付午後一時~午後二時  
二、場所 遠賀町公民館  
一、該当児 生後二ヶ月から一才未満  
◎初回及一回投与をうけた者  
◎投与をうけてはいけない者 熱のある者 下痢をしているもの 病後衰弱の激しいもの  
◎受付にあ受給券カードを提出して下さい。  
◎料 金 七〇円  
但し生活保護家庭の者は無料  
◎受付にあ受給券カードを提出して下さい。  
◎その他は当日医師に御相談下さい。  
※母子手帳持参のこと

乳児相談実施について

日時 毎月第三月曜日  
午前一〇時から午前二時  
一〇分まで  
場所 町公民館別館  
課程 身長体重の測定 栄養指導  
その他相談事項  
※母子手帳必ず持参のこと

